

# 障害者福祉システム等標準化検討会 第3回合同WT

## 第3回WTの検討概要 2.1版案の対応概要

令和4年10月14日  
事務局提出資料

# 1. 検討論点に対する2.1版案の対応

○ 各検討論点に対して、標準仕様書2.1版案で対応した内容は、以下のとおりである。

No	検討の論点	検討の概要	2.1版案への反映内容		
1	サブユニット対応	デジタル庁が定める「標準化基本方針(令和4年10月)」の5.1.1.2「分割調達を可能とする標準準拠システムの機能標準化基準」により、標準仕様書2.1版案に反映する内容を検討する	○	障害者福祉システムの機能の一部を切り出して調達する場合について、他基幹系業務の標準準拠システムで調達する場合と障害者福祉業務内で個別機能システムで調達する場合に分けて整理している	P2～10
2	引越しワンストップサービス対応	政府方針、デジタル庁からの20業務横並び調整依頼により、標準仕様書2.1版案に反映する内容を検討する	—	デジタル庁からの回答待ちであるため、現時点で未対応	—
3	公金受取口座欄の見直し	帳票レイアウトの公金受取口座欄の表現の見直しを検討する	○	公金受取口座欄を変更している	P11～13
4	検討課題事項	検討会・WT・ベンダ分科会のご意見(未完の53件)の対応	○	・独自事業(上乘せ)、独自事業(横出し)について整理している	上乘せ P14～18 横出し P19～24
5	継続検討事項	令和3年度・4年度上期全国照会のご意見(継続検討の129件)の対応	○	・独自事業以外の事項についても、検討課題一覧、継続検討一覧のとおり対応している	その他 P25～30
6	その他	デジタル庁が定める「標準化基本方針」・「データ要件・連携要件標準仕様書・基本データリスト・機能別連携仕様」・「共通機能に関する標準仕様書」・「ガバメントクラウドの利用に関する基準」の改定や、20業務横並び調整依頼等により、標準仕様書2.1版案に反映が必要な場合は検討する	—	変更なし(今後、必要に応じて対応)	—

※ No.5について、「外国人の生年月日表記の変更」、「電子決裁機能の追加」は、デジタル庁が横並び検討中であるため、横並び調整依頼がきた後に検討する。

## 2. サブユニット対応①(検討経緯と調査結果)

- サブユニット対応とは、デジタル庁が定める「地方公共団体情報システム標準化基本方針(令和4年10月)」に記載されている以下への対応である。

### 5.1.1.2 分割調達を可能とする標準準拠システムの機能標準化基準

標準準拠システムについて、**一の業務をさらに細分化した単位での分割調達を可能とする場合**には、**細分化した単位(以下「サブユニット」という。)**を1システムと捉え、サブユニットについては、機能標準化基準の構成(5.1.1.3)に加え、サブユニット間の連携に係る機能についても漏れなく機能標準化基準に規定する。

- 障害者福祉システムの一部の機能を切り出している実態を把握するため、「障害者福祉システムの調達・利用状況について(依頼)」(令和4年4月13日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)にて全国の市区町村に調査を行い、分割調達している調査結果は以下のとおりである。

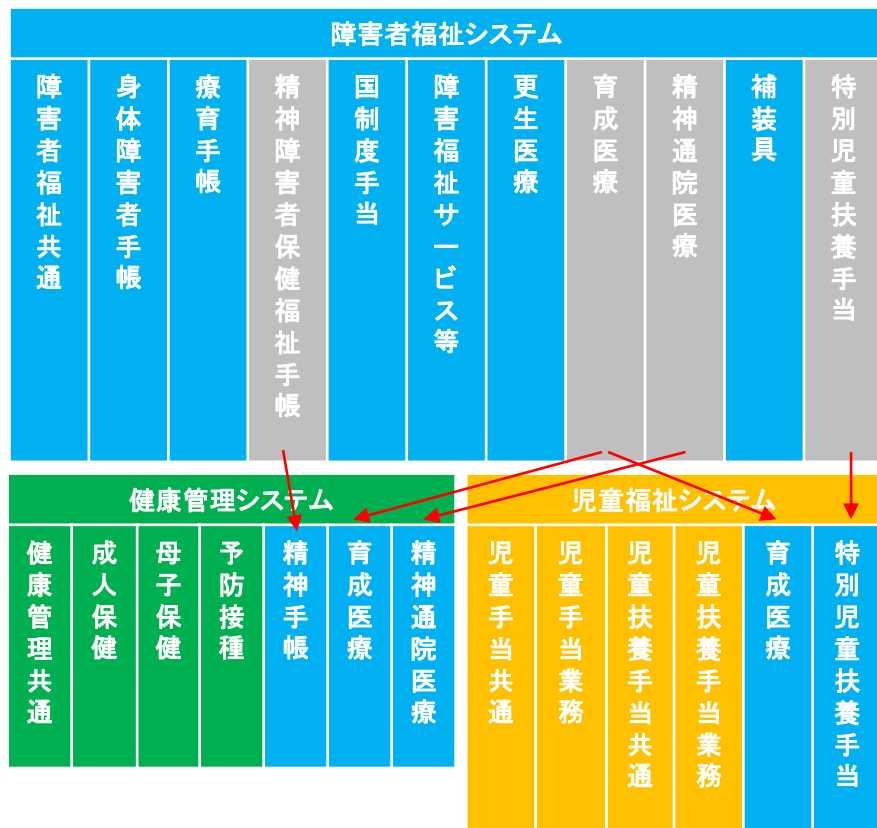
No	機能等	別業務の標準準拠システムで調達		個別機能システムで調達	
		システム名	連携	システム名	連携
1	特別児童扶養手当管理	児童福祉システム	有	特別児童扶養手当システム	有
2	育成医療管理	健康管理システム	有	自立支援医療システム	有
		児童福祉システム	有	育成医療システム	有
3	精神通院医療管理	健康管理システム	有	精神障害者福祉システム	無
				自立支援医療システム	有
4	精神障害者保健福祉手帳管理	健康管理システム	有	精神障害者福祉システム	有
5	障害福祉サービス等管理	—	—	障害者総合支援システム	有
				審査会システム	有
				請求審査システム	有

例) 特別児童扶養手当について、障害者福祉システムで調達するのではなく、児童福祉システムとして調達又は障害者福祉システムから分離された特別児童扶養手当システムとして調達している。

## 2. サブユニット対応②(一部切り出した機能の位置づけ)

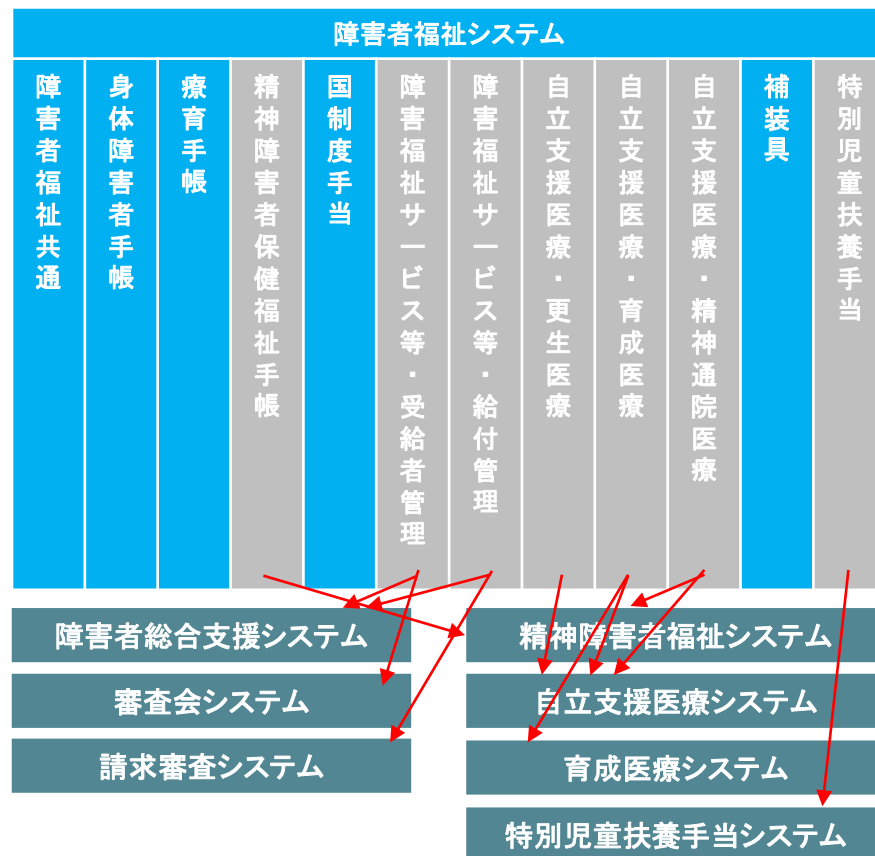
○ 実態調査を踏まえて整理すると、障害者福祉システムの機能の一部を切り出して調達するのは、以下の2パターンに分かれる。 ※グレー色が切り出す機能であり、矢印の先が調達するシステムとなる。

### A. 他基幹系業務の標準準拠システムで調達する場合



- ・Aパターンはサブユニットに該当しない。
  - ・同一パッケージの扱いとして、他の基幹系業務の標準準拠システムとして調達が可能となる。
- ※ 具体的事例はP5に記載

### B. 障害者福祉業務内で個別機能システムで調達する場合



- ・Bパターンは、サブユニットに該当する。
- ・サブユニット対応をすれば、分割調達が可能となる。

## 2. サブユニット対応③(サブユニットの選定)

○ サブユニットの対象は、システム調達等の業務に係る人的負担の削減を踏まえ、以下の4システムとしてはどうか。

①障害者総合支援システム、②審査会システム、③請求審査システム、④特別児童扶養手当システム

### B. 障害者福祉業務内で個別機能システムで調達する場合

障害者福祉システム											
障害者福祉共通	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	国制度手当	障害福祉サービス等・受給者管理	障害福祉サービス等・給付管理	自立支援医療・更生医療	自立支援医療・育成医療	自立支援医療・精神通院医療	補装具	特別児童扶養手当
①障害者総合支援システム				× 精神障害者福祉システム							
②審査会システム				× 自立支援医療システム							
③請求審査システム				× 育成医療システム							
				④特別児童扶養手当システム							

#### <サブユニットの選定の考え方>

- ・標準化の目的の1つとして、システムの調達業務や調整に係るコストの削減がある。
- ・そのため、標準化対象事務に関して個別に機能を切り出したシステムを調達し利用することは、本来、望ましいものではないと考えられる。
- ・一方で、現行システムにおいて、多くの自治体で個別に機能を切り出したシステムを利用しているものは考慮する必要があるのではないか。

#### <サブユニットの選定>

- ・①障害者総合支援システム、②審査会システム、③請求審査システムは、平成18年度に施行した障害者自立支援法（現、障害者総合支援法）の施行に伴い、新たに当該分野に特化したシステムが障害者福祉システムとは別に利用されてきた経緯や多くの自治体で個別に切り出したシステムとして利用している実態を踏まえ、サブユニットの対象とする。
- ・④特別児童扶養手当システムは、多くの自治体で個別に切り出したシステムとして利用している実態を踏まえ、サブユニットの対象とする。
- ・精神障害者福祉システム、自立支援医療システム、育成医療システムは、個別に切り出したシステムとして利用している自治体が全国調査の結果は1桁台と少ないため、サブユニットの対象としない。（この場合の調達方法は、育成医療を事例として次ページに記載している。）

## 2. サブユニット対応④(育成医療を切り出す場合の例)

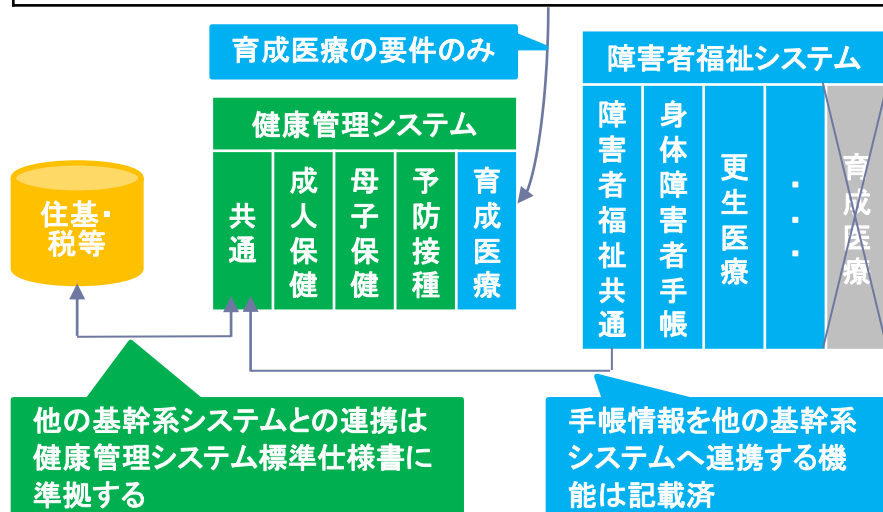
- 育成医療について、A. 他基幹系業務の標準準拠システムで調達する場合、又はB. 個別機能システム(個別に切り出したシステム)として調達する場合は以下のとおりである。 ※他の切り出す機能についても考え方は同様

### A. 健康管理システムで調達する場合

健康管理システム標準仕様書の適合範囲	
標準仕様書 (本編)	
(別紙1) 業務フロー	(別紙3) 帳票詳細要件
(別紙2) 機能・帳票要件	(別紙4) 帳票レイアウト



障害者福祉システム標準仕様書の適合範囲	
(別紙1) 業務フロー_09. 自立支援医療 (育成医療)	
(別紙2) 機能・帳票要件_09. 自立支援医療 (育成医療)	
(別紙3) 帳票詳細要件_09. 自立支援医療 (育成医療)	
(別紙4) 帳票レイアウト_09. 自立支援医療 (育成医療)	



### B. 障害者福祉業務内で個別機能システムで調達する場合

サブユニットの対象ではないため、当調達は行えなくなる。そのため、自治体では以下のいずれかで調達する必要がある。

- ① 障害者福祉システムとして調達する。
- ② 健康管理システム又は児童福祉システム等、他業務の標準準拠システムとして調達する。

障害者福祉システム又は他基幹系システムとして調達する必要がある。

健康管理システムとして「育成医療」を調達する場合

- ・健康管理システム標準仕様書に障害者福祉システム標準仕様書の09.自立支援医療 (育成医療) を加えて調達し、適合性の確認を行うこととなる。
- ・住基システムや税務システム等の他基幹系システムとの連携や共通的な機能は、健康管理システム標準仕様書に準拠することとなる。
- ・障害者福祉システムとの必要な連携機能は、それぞれの標準仕様書に必要な機能を記載することとなる。(手帳情報を障害者福祉システムから他基幹系システムに提供する機能は記載済。)



## 2. サブユニット対応⑤(障害福祉サービス等を切り出す場合の例)

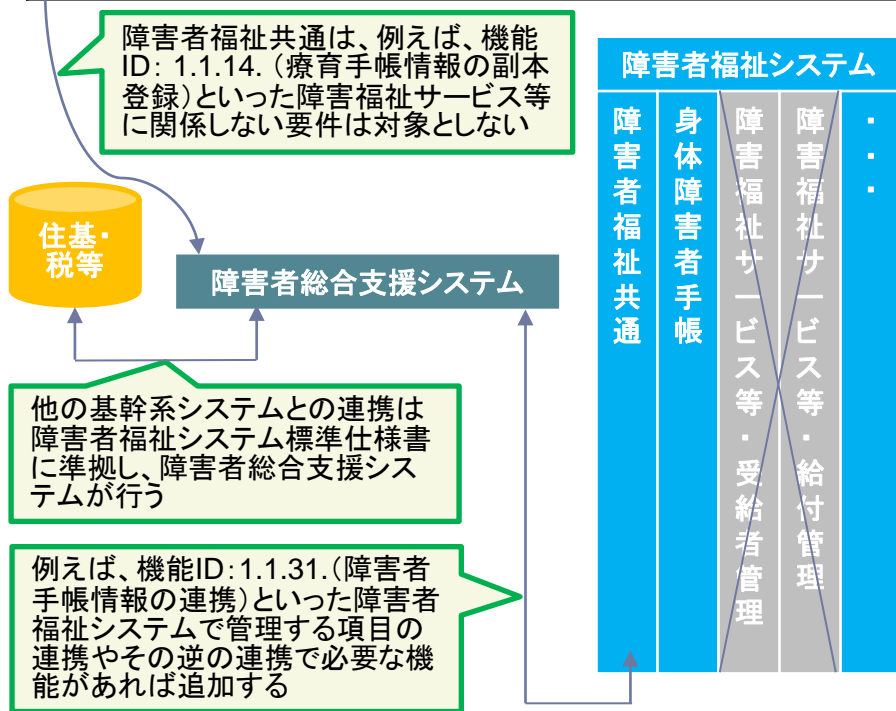
- 障害福祉サービス等について、個別機能システムで調達する場合のイメージは以下のとおりである。  
一部機能を切り出したシステムを利用するためには、不足している連携機能があれば追加する必要がある。

### ○ 障害者総合支援システムとして調達する場合

**障害者福祉システム標準仕様書の適合範囲**

標準仕様書（本編）  
 (別紙1) 業務フロー (別紙3) 帳票詳細要件  
 (別紙2) 機能・帳票要件 (別紙4) 帳票レイアウト

**・06. 障害福祉サービス等（受給者管理）、07. 障害福祉サービス等（給付管理）は全て対象**  
**・01. 障害者福祉共通は、障害者総合支援システムに該当する要件のみ対象**

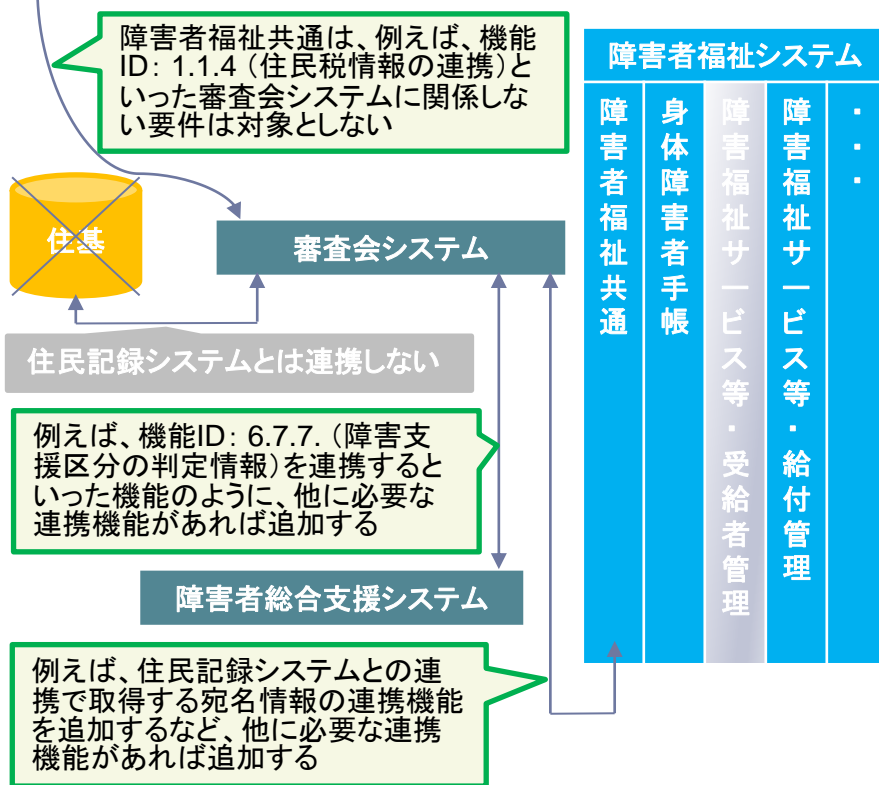


### ○ 審査会システムとして調達する場合

**障害者福祉システム標準仕様書の適合範囲**

標準仕様書（本編）  
 (別紙1) 業務フロー (別紙3) 帳票詳細要件  
 (別紙2) 機能・帳票要件 (別紙4) 帳票レイアウト

**01. 障害者福祉共通 及び 06. 障害福祉サービス等（受給者管理）のうち、審査会システムに該当する要件のみ対象**



## 2. サブユニット対応⑥(本編の変更内容)

### ○ 標準仕様書(本編)の変更内容は次のとおりである。

#### (4) 障害者福祉システム特有の調達要件について

地方自治体により、例えば精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療(精神通院医療)は健康管理システムの一部、特別児童扶養手当と自立支援医療(育成医療)は児童福祉システムの一部、のようにシステムの切りとしては別システムとして調達する場合があります。

このように機能の一部を別システムにおいて調達する場合は、その機能については、障害者福祉システムの機能として調達しないことができる。

図 1-5 一部の機能を他業務システムとして調達する場合地方自治体における従来の対応システムのイメージ

	身体障害者手帳	療育手帳	国制度手当	補装具	自立支援医療(更生医療)	障害福祉サービス障害児通所支援	精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療(精神通院医療)	特別児童扶養手当	自立支援医療(育成医療)	
A市	障害者福祉システム					障害者自立支援給付システム	健康管理システム(の一部)		児童福祉システム(の一部)		
B市	障害者福祉システム					障害者自立支援給付システム	障害者福祉システム				
C町	障害者福祉システム									児童福祉システム(の一部)	
D村	障害者福祉システム										

障害者福祉システム											
障害者福祉共通	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	国制度手当	障害福祉サービス等・受給者管理	障害福祉サービス等・給付管理	自立支援医療・更生医療	自立支援医療・育成医療	自立支援医療・精神通院医療	補装具	特別児童扶養手当

健康管理システム					児童福祉システム							
健康管理共通	成人保健	母子保健	予防接種	精神手帳	精神通院医療	育成医療	児童手当共通	児童手当業務	児童扶養手当共通	児童扶養手当業務	特別児童扶養手当	育成医療

例) 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の各業務を児童福祉システムとして調達したい場合

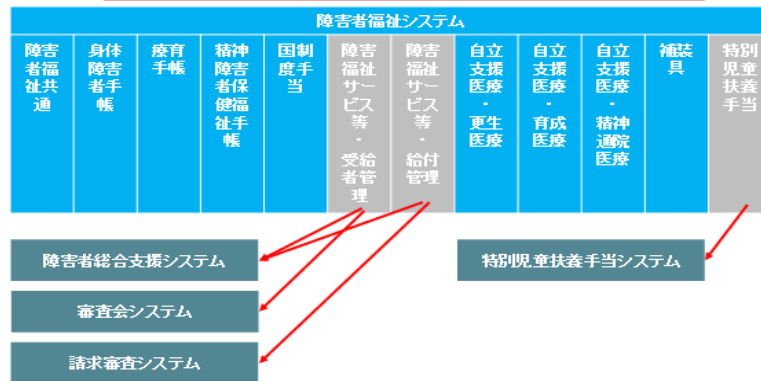
障害者福祉システム標準仕様書(特別児童扶養手当)を切り出し、児童手当、児童扶養手当の各標準仕様書と統合した上で、児童福祉システムの調達仕様書とする。

←(分割調達に関する留意点)←

また、地方公共団体情報システム標準化基本方針【第0.8版】5.1.1.2「分割調達を可能とする標準準拠システムの機能標準化基準」において、標準仕様書のサブユニット対応により、標準準拠システムについて、一の業務をさらに細分化した単位での分割調達が可能となることが示されている。障害者福祉システムのサブユニットは、障害者総合支援システム、審査会システム、請求審査システム、特別児童扶養手当システムとし、必要な連携機能は機能・帳票要件に定めている。障害者福祉システム標準仕様書においても、今後、サブユニットに対応していく予定としている。(事例として、障害福祉サービスを障害者自立支援給付システムとして障害者福祉システムとは別に調達する場合が当てはまる。)

なお、一部の事務を他業務の標準準拠システムに含めて調達する場合は、他業務の標準仕様書の注記に準ずる予定としている。(事例として、精神障害者保健福祉手帳を健康管理システムと一体となったシステムとして調達する場合は健康管理システム標準仕様書の注記に準ずることとなる。)

図 1-6 一部の機能を個別システムとして調達する場合のイメージ



Bパターン(障害者福祉業務内で個別機能システムで調達する場合)について記載している。

Aパターン(他基幹系業務の標準準拠システムで調達する場合)について記載している。



## 2. サブユニット対応⑦(機能・帳票要件(障害者福祉共通)の変更内容)

○ 各サブユニットの実装区分や障害者福祉システムとサブユニット(個別機能システム)の連携で追加した連携機能は、以下のとおりである。

サブユニットを追加している。サブユニットを調達する場合は、該当するサブユニットの実装区分(◎、○、×)に適合する必要がある。

○ 障害者福祉共通 ※一部抜粋

機能ID (ID)	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由
		障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム	
1.1.11.	子ども子育て支援システム等他システムに、支援措置対象者情報を照会する。 ※1 「支援措置対象者情報を照会」は、 <b>庁内データ連携機能共通基盤等</b> との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず、 <b>障害者福祉システム</b> で利用できること ※3 連携頻度は日次・月次等とする ※4 各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容、機能等により確認できること ※5 <b>障害者福祉システムに限定せずサブユニットも含まれるため削除している</b>	○	○	×	×	○	※5の識別については、支援措置対象者情報は、①障害者福祉で独自に登録するもの、② <b>住基住記</b> 連携により取得するもの、③子ども子育て等他システムからの連携により取得するもの、が混在することとなるため、支援措置対象者情報について確認したい事項が出てきた場合の確認先の把握を目的とし、また自治体によってはデータ移行時の識別等での利用を想定している。 ・庁内データ連携機能は、デジタル庁が「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定している。
1.1.52.	障害者福祉システム又は障害者総合支援システムに、支援措置対象者情報を照会する。	×	×	○	×	×	照会する支援措置IDに記載された機能ID：1.1.1.
1.1.53.	審査会システムに、支援措置対象者情報を提供する。	○	○	×	×	×	提供する支援措置IDに記載された機能ID：1.1.1.
1.1.54.	障害者福祉システム又は障害者総合支援システムに、送付先情報を照会する。	×	×	○	×	×	照会する送付先情報は以下の機能IDに記載された情報となる。 機能ID：1.1.30.、1.3.13.
1.1.55.	審査会システムに、送付先情報を提供する。	○	○	×	×	×	提供する送付先情報は以下の機能IDに記載された情報となる。 機能ID：1.1.30.、1.3.13.
1.1.31.	個人住民税システム等他システムやサブユニットに、身体障害者手帳情報を提供する。 <b>手帳情報の提供は、他システムに限定せずサブユニットも含まれるため追記している</b>	◎	×	×	×	×	個人住民税システムのように、手帳情報の連携を実装必須としている他業務があるため実装必須としている。連携する項目は連携要件に定められる。  ・障害者福祉システムと障害者総合支援システムでシステムが分かれる場合は、障害者福祉システムと障害者総合支援システムでシステムが分かれる場合など、入れ子システム(ネスティング)の場合に、手帳情報を利用できるようにするための要件である。
1.1.32.	障害者福祉システム標準仕様書の標準化範囲内にある個別機能システムは、障害者福祉システムに、身体障害者手帳情報を照会する。	◎	○	×	×	○	
1.1.60.	障害者福祉システム又は障害者総合支援システムに、身体障害者手帳情報を照会する。	×	×	○	×	×	

審査会システム特有の連携要件を追加している

※ サブユニット対応による機能・帳票要件の正式なフォーマット(記載方法)は、デジタル庁と調整中である。

## 2. サブユニット対応⑧(機能・帳票要件(障害福祉サービス等)の変更内容)

### ○ 障害福祉サービス等(受給者管理) ※一部抜粋

機能ID (旧)	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由
		障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	
6.1.5.	<p>国の提供する障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムとデータを連携のため、申請者情報を引き渡すことができること。なお、データの抽出処理は随時での運用も可能なこと。</p> <p>国が提供する障害支援区分判定ソフト又は審査会システムに、申請者情報を提供する。</p> <p>なお、データの抽出処理は随時での運用も可能なこと。</p> <p>【対象のインタフェース】 ・HC1201 申請者情報(事務処理システム等から)</p> <p>【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領) 第2 Ⅲ 障害支援区分、Ⅳ 市町村審査会 等にて示された内容に従う</p>	○	○	×	<p>本要件は障害支援区分判定ソフト および又は障害支援区分判定審査会システムとの連携を行う際、障害者福祉システムおよび障害者総合支援システムに必要となる機能を定義しておられるが、障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定審査会システムを使わずに、障害者福祉システム内又は障害者総合支援システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となることから標準オプションとしている。</p>
6.1.78.	<p>障害者福祉システム又は障害者総合支援システムに、申請者情報を照会する。</p> <p>なお、データの抽出処理は随時での運用も可能なこと。</p> <p>【対象のインタフェース】 ・HC1201 申請者情報(事務処理システム等から)</p> <p>【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領) 第2 Ⅲ 障害支援区分、Ⅳ 市町村審査会 等にて示された内容に従う</p>	×	×	○	<p>本要件は障害者福祉システム又は障害者総合支援システムが審査会システムとの連携を行う際に必要となる機能を定義しており、審査会システムを使わずに、障害者福祉システム内又は障害者総合支援システム内で判定機能を組み込む場合、又は審査会システム上で申請者情報を登録する運用の場合</p>

サブユニットを追加している

機能・帳票要件(受給者管理)、機能・帳票要件(給付管理)における障害者総合支援システムサブユニットの実装区分は、障害者福祉システムと同様としている

審査会システム特有の連携要件を追加している

審査会システムサブユニットは、審査会に関係する機能について◎○としている。

### ○ 障害福祉サービス等(給付管理) ※一部抜粋

機能ID (旧)	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由
		障害者福祉システム	障害者総合支援システム	請求審査システム	
7.2.1.	<p>システムに取り込んだ一次審査結果資料情報(国保連合会から受信)の一次審査済明細書等情報(※障害児支援についても同等の情報)をサービス提供年月、請求年月ごとの事業所番号、受給者証番号、サービス種類、請求サービスコード等の単位に抽出、一覧で確認できること。</p> <p>※「一覧で確認できること」の対象となる一次審査済明細書等情報は、インタフェース仕様書(市町村編)に示された一次審査済明細書等情報(※障害児支援についても同等の情報)を構成するすべてのレコードとする。</p>	◎	◎	◎	<p>請求審査システムサブユニットは、市町村二次審査に関係する機能について◎○としている。</p>
7.2.2.	<p>国保連合会一次審査の結果で「警告(重度)」・「警告」となった請求情報に対して市町村二次審査にて返戻とすべきものが確認できること。</p>	○	○	○	<p>「警告(重度)」・「警告」の内容については、国保連合会より確認用の資料が送付されていることから、障害者福祉システムにて審査処理を行うことが必ずしも求められることではないため、標準オプションとしている。</p> <p>当機能の実装は、ツールや市販のソフトウェアの活用であっても差し支えない。</p>

サブユニットを追加している

請求審査システムサブユニットは、市町村二次審査に関係する機能について◎○としている。

## 2. サブユニット対応⑨(機能・帳票要件(特別児童扶養手当)の変更内容)

### ○ 特別児童扶養手当 ※一部抜粋

機能ID (旧)	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
		障害者福祉システム	特別児童扶養手当システム	
12.1.1.	特別児童扶養手当の申請・届出情報(認定請求、転入、再認定、額改定請求、額改定届、証書亡失届、障害状況届、変更届、所得状況届、所得状況変更届、支給停止関係届、辞退届、喪失、死亡、転出、未支払請求、取下げ、職権処理を含む)を管理(登録、修正、削除、照会)できること。	◎	◎	
12.1.2.	申請・届出等情報を管理できること。 【管理項目】 申請日 ※ 申請、届出を受理した日 申請区分コード 喪失日 喪失理由コード 進行状態コード 整理番号 進達日 同意区分コード 備考  ※ 同意区分コードは、ひったりサービスの制約事項、課税情報の閲覧の同意等を管理する	◎	◎	

サブユニットを追加している  
 ※機能・帳票要件(特別児童扶養手当)の特別児童扶養手当システムの実装区分は、障害者福祉システムと同様としている  
 ※必要な連携機能は、機能・帳票要件(障害者福祉共通)に記載しているため、追加した連携機能はない

### 3. 公金受取口座欄の変更①(障害福祉サービス等)

○ 多数の構成員のご意見を踏まえ、障害福祉サービス等について公金受取口座欄は次のとおり変更している。

例) 07\_令第四十三条の五第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書

高額障害福祉サービス等給付費を下記の口座に振り込んで下さい。										固定文言3										削除				
口座振替 依頼書	銀行 信用金庫 信用組合 ( )				本店 支店 出張所 ( )				種目		口座番号													
	金融機関コード				店舗コード				1 普通預金								2 当座預金							
	ゆうちょ銀行				記号				番号								4 貯蓄預金							
	口座名義人カナ								9 その他															
<input type="checkbox"/> 公的給付支給等口座を利用します																				削除				



受取口座										<input type="checkbox"/> マイナポータルに登録している公金受取口座を振込先とする。 (注) あらかじめマイナポータル上で公金受取口座の登録しておく必要があります。 <input type="checkbox"/> 以下の口座を振込先とする。										追加				
										固定文言3														
口座振替 依頼書	銀行 信用金庫 信用組合 ( )				本店 支店 出張所 ( )				種目		口座番号													
	金融機関コード				店舗コード				1 普通預金								2 当座預金							
	ゆうちょ銀行				記号				番号								4 貯蓄預金							
	口座名義人カナ								9 その他															

- ・公金受取口座欄は、下部から上部に移動している。
  - ・チェック欄や文言は、上記のとおり変更し、固定文言により変更可としている。
  - ・障害福祉サービス等については、帳票の空きスペースが狭いため、固定文言3を削除している。
- 以下についても同様に対応している。

08\_令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書

09\_高額障害児(通所・入所)給付費支給申請書

### 3. 公金受取口座欄の変更②(国制度手当)

○ 多数の構成員のご意見を踏まえ、国手当制度について公金受取口座欄は次のとおり変更している。

例) 26\_障害児福祉手当認定請求書

⑨ 支払希望金融機関	銀行 信用金庫 ( )	本店 支店 出張所	普通 当座 ( )	口座番号								
	ゆうちょ銀行	記号	番号									
	口座名義人カナ											
<input type="checkbox"/> 公的給付支給等口座を利用します												

削除



	受取 口座	<input type="checkbox"/> マイナポータルに登録している公金受取口座を振込先とする。 (注) あらかじめマイナポータル上で公金受取口座の登録をしておく必要 があります。									
		固定文言 5 <input type="checkbox"/> 以下の口座を振込先とする。									
⑨ 支払希望金融機関	銀行 信用金庫 ( )	本店 支店 出張所	普通 当座 ( )	口座番号							
	ゆうちょ銀行	記号	番号								
	口座名義人カナ										

追加

- 公金受取口座欄は、下部から上部に移動している。
- チェック欄や文言は、上記のとおり変更し、固定文言により変更可としている。

以下についても同様に対応している。

27\_特別障害者手当認定請求書  
 28\_記載事項変更届  
 30\_未支払手当請求書

### 3. 公金受取口座欄の変更③(特別児童扶養手当)

○ 多数の構成員のご意見を踏まえ、特別児童扶養手当について公金受取口座欄は次のとおり変更している。

#### 例) 22\_特別児童扶養手当認定請求書

支払希望 金融機関	銀行 信用金庫 ( )	本店 支店 出張所 ( )	普通 当座 ( )	口座番号														
	ゆうちょ銀行	記号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号
	口座名義人カナ		<input type="checkbox"/> 公的給付支給等口座を利用します															

削除

- ・公金受取口座欄は、下部から上部に移動している。
- ・チェック欄や文言は、上記のとおり変更し、固定文言により変更可としている。
- ・当対応にあたっては、レイアウト全体を見直している。

支払希望 金融機関	<input type="checkbox"/> マイナポータルに登録している公金受取口座を振込先とする。 (注)あらかじめマイナポータル上で公金受取口座の登録をしておく必要があります。																固定文言2		
	<input type="checkbox"/> 以下の口座を振込先とする。																固定文言3		
	銀行 信用金庫 ( )	本店 支店 出張所 ( )	普通 当座 ( )	口座 番号															口座名義人 カナ
ゆうちょ銀行	記号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	

追加

#### 例) 27\_未支払特別児童扶養手当請求書

支払希望 金融機関	銀行 信用金庫 ( )	本店 支店 出張所 ( )	普通 当座 ( )	口座番号														
	ゆうちょ銀行	記号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号
	口座名義人カナ		<input type="checkbox"/> 公的給付支給等口座を利用します															

削除

支払希望 金融機関	<input type="checkbox"/> マイナポータルに登録している公金受取口座を振込先とする。 (注)あらかじめマイナポータル上で公金受取口座の登録をしておく必要があります。																固定文言1		
	<input checked="" type="checkbox"/> 以下の口座を振込先とする。																		
	銀行 信用金庫 ( )	本店 支店 出張所 ( )	普通 当座 ( )	口座 番号															
ゆうちょ銀行	記号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	
口座名義人カナ																			

追加

- ・公金受取口座欄は、下部から上部に移動している。
- ・チェック欄や文言は、左記のとおり変更し、固定文言により変更可としている。

以下についても同様に対応している。  
28\_特別児童扶養手当記載事項変更届



# 4. 独自事業(上乘せ)を標準化の対象とするための変更案

○ 2.0版の規定に対して、次のとおり変更することで標準化の対象とできないか。

現時点で、標準化対象事務政省令に市町村が行う事務について追加する調整を行っている

本編 > 第1章 本仕様書について > 2. 対象 > (2)対象分野

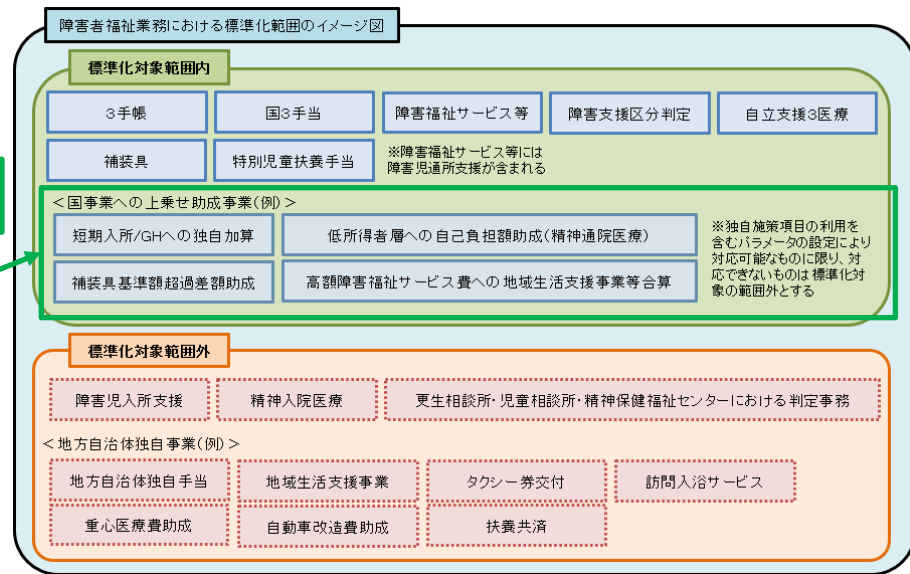
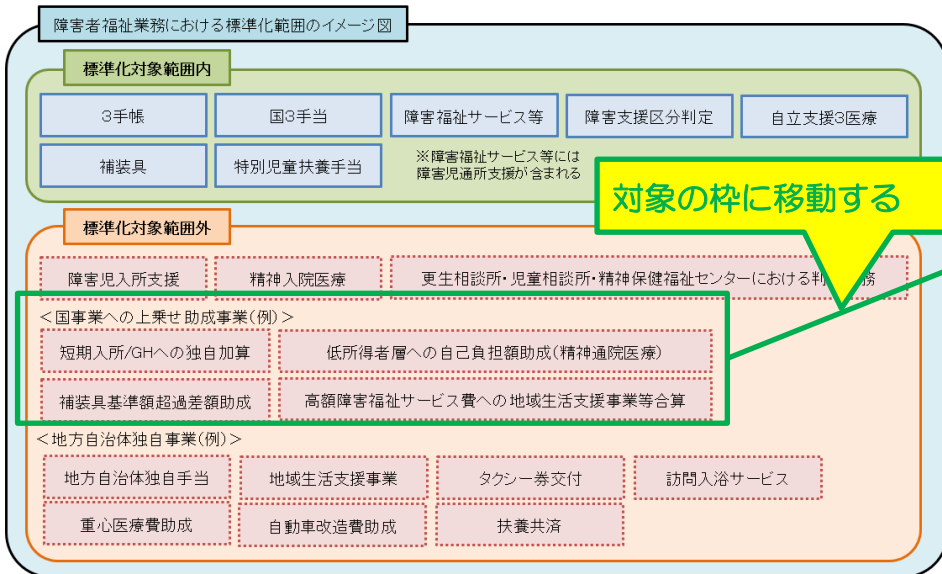
本仕様書が規定する対象分野は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令(令和4年1月政令第1号)第13号及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令(令和4年1月デジタル庁令・総務省令第1号)第12条に定めるとおりとする(※)。ただし、市町村が行う障害者の福祉の増進若しくは保健の向上に関する事務は、独自施策項目の利用を含むパラメタ等の設定により対応可能な事務(※)について標準化対象事務とする。このイメージは図1-2のとおりである。

(※)現状では図1-2と整合がとれていないが、今後調整予定である。

対象か対象外であるかをよりイメージし易くするために、補足を追加している

(※)

独自施策項目の利用を含むパラメタ等の設定により対応可能な事務とは、標準化対象事務とは別の申請を必要とする事務(例えば、利用者負担額の全額を負担した後、申請により半額を償還払い助成する等のいわゆる横出し事務)ではなく、現物給付による事務のうち、受給者証や支給券等に上乘せの内容を合わせて印字する必要がある事務(例えば、半額となった負担上限月額を受給者証に印字し、半額までの支払いで可とする等のいわゆる上乘せ事務)について、障害者福祉システム標準仕様書の規定の範囲で対応可能なものをいう。



対象の枠に移動する

# 4. 上乗せ対応の事例①(障害福祉サービス等(受給者管理))

意見

- 利用者負担額の計算にあたっては、あらかじめ設定した独自要件(支給量)も踏まえて計算できること。
- 機能ID:6.1.18.について、市町村民税の状況や合計所得金額の状況が管理項目として挙げられている。それに基づき利用者の月額上限負担額を決定する仕様になるかと思うが、その際に国で定めている負担上限額区分0円、4,600円、37,200円その他、市町村独自の負担上限額区分を設定し、計算できるような仕様にする事。

## ○管理方法

独自施策利用項目を利用することで、入力、照会、一覧確認、帳票印字、EUCが可能となる。

例) 独自負担上限月額を、区分1コード又は金額1に設定する

機能ID (IE)	機能要件	障害者福祉システム
6.1.43.	障害福祉サービス等(受給者管理)独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 金額1～金額5 備考1～備考5  ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○

対応

以下は、独自性が強く、ノンカスタマイズで対応するのは困難であるため標準仕様書に規定しない。ただし、共通的に対応可能なものがあれば検討する。

- ・独自内容を個別にパラメタ等で設定すること
- ・独自に自動計算すること
- ・独自項目と他項目間の入力チェック など

## ○帳票出力方法

帳票レイアウト(決定通知書や受給者証等)の固定文言・編集・自由記載の各欄に対して、固定文言や管理項目の印字が可能となる。

例) 自由記載1:「〇〇市障害福祉サービス費補助  
独自負担上限月額: △△, △△△円」

※ 文言マスタの設定は、機能ID:1.6.17.、1.6.18.を参照のこと

### ・決定通知書

(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)  
支給(給付)決定通知書(利用者負担額減額・免除等決定通知書)

印字項目に申請のありました(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)の支

種別	上限額の適用期間
自由記載1	この欄に印字可

不服申立て及び取消訴訟

### ・受給者証

(六)

利用者負担に関する事項

負担上限月額	円
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
食事提供体制加算対象者	
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
利用者負担上限額管理事業所名	
特記事項欄	
子備欄	
この欄に印字可 固定文言4+編集4	

以下は、ノンカスタマイズで対応するのは困難であるため標準仕様書に規定しない。

- ・独自の別帳票を出力すること
- ・独自の印字枠を追加すること
- ・標準の専用項目に合わせて印字すること  
例) 負担上限月額枠に独自月額を印字など

## 4. 上乘せ対応の事例②(障害福祉サービス等(給付管理))

**意見** ○ 機能ID:7.3.13. (高額支給額計算(新高額)) 介護保険で行っている市独自の減免事業等の数値も反映できるよう、管理項目については各自治体の任意で設定出来る必要あり。

### ○管理方法

独自施策利用項目を利用することで、入力、照会、一覧確認、帳票印字、EUCが可能となる。

例) 独自介護減免額を、金額1に設定する  
※これを踏まえて、支給金額を入力する

機能ID (ID)	機能要件	障害者福祉システム
7.3.7.	既存高額、新高額申請管理情報独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 金額1～金額5 備考1～備考5  ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○

以下は、独自性が強く、ノンカスタマイズで対応するのは困難であるため標準仕様書に規定しない。ただし、共通的に対応可能なものがあれば検討する。

- ・独自内容を個別にパラメタ等で設定すること
- ・独自に自動計算すること
- ・独自項目と他項目間の入力チェック
- ・介護保険システムとの連携項目の追加 など

### ○帳票出力方法

帳票レイアウト(申請書や決定通知書等)の固定文言・編集・自由記載の各欄に対して、固定文言や管理項目の印字が可能となる。

例) 自由記載1:「〇〇市高額障害福祉サービス費補助  
 独自介護保険減免額: △△, △△△円」

※ 文言マスタの設定は、機能ID:1.6.17.、1.6.18. を参照のこと

#### ・支給申請書

令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書

市町村長名 様

次のとおり関係書類を添えて障害者の日常生活や生活を総合的に支援するために、申請書(令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書)を提出し、支給申請します。

サービス利用月の障害福祉相当介護保険サービス支給額 (注)	申請に係るサービス利用月	年 月 分	65歳に達するまでの介護保険法による保険給付の受給有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有

申請書(令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書)を提出し、支給申請します。

住 所 〒 電話番号

この欄に印字可

自由記載1

#### ・決定通知書

令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定通知書

次に申請のあり、高額障害福祉サービス等給付費の支給について障害者の日常生活や生活を総合的に支援するために、申請書(令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書)に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記		受給者	証番号
対象者氏名			
申請年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
障害福祉相当介護保険サービスに係る本人支給額 (注)		申請に係る障害福祉相当介護保険サービスの利用月	
支 給		支 給 金 額	

独自介護減免後の支給金額を管理することで、決定通知書の支給金額に反映可能

以下は、ノンカスタマイズで対応するのは困難であるため標準仕様書に規定しない。

- ・独自の帳票を出力すること
- ・独自の印字枠を追加すること など

## 4. 上乗せ対応の事例③(補装具)

意見

- 機能ID:11.1.12. 市独自の制度で、**利用者負担額10%のうち更に50%上乗せの補助**を行っている(公費95%利用者負担5%となる)ため、市独自の**公費負担割合をもとに自動計算・印字**されるように変更してほしい。
- 本市独自の**利用者負担額の軽減措置**を実施しているため、こちらも機能追加できるようにしてほしい。
- 機能ID 11.1.12.~14.«決定金額、所得区分をもとに、利用者負担額、公費負担額を計算できること。»等に関連して、**利用者負担額のうち自治体独自の助成制度がある場合の、自治体ごとの設定に基づいた助成額が計算できること。**
- «法定内自己負担額»の項目とは別に**「助成後自己負担額」という項目を追加し、「助成後自己負担額」が、「補装具費支給決定通知書」及び「補装具費支給券」に印字されるように**お願いしたい。本市においては、**障害児の保護者について、自己負担額が1割の場合、1割の半額を市独自で助成**するという制度を実施しており、当該制度に対応するように、「助成後自己負担額」の項目に1割の半額の金額を入力する必要があるため。

### ○管理方法

**独自施策利用項目を利用することで、入力、照会、一覧確認、帳票印字、EUCが可能**となる。

例) 補助後利用者負担額を、金額1に設定する

機能ID (自)	機能要件	実装区分
11.1.17.	補装具独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード~区分5コード 日付1~日付5 金額1~金額5 備考1~備考5  ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○

以下は、独自性が強く、**ノンカスタマイズ**で対応するのは困難であるため標準仕様書に規定しない。ただし、**共通的に**対応可能なものがあれば検討する。

- ・独自内容を個別にパラメタ等で設定すること
- ・独自に自動計算すること
- ・独自項目と他項目間の入力チェック など

対応

### ○帳票出力方法

帳票レイアウト(決定通知書や支給券等)の**固定文言・編集・自由記載**の各欄に対して、**固定文言や管理項目の印字が可能**となる。

例) 自由記載1:「〇〇市補装具費補助

補助後利用者負担額: △△, △△△円」

※ 文言マスタの設定は、機能ID:1.6.17.、1.6.18.を参照のこと

補装具費支給決定通知書

※印字することによって、次のとおり決定しました。固定文言です。

住所	〒
----	---

基準額	見積額	利用者負担額	公費負担額
円	円	円	円
合計額		円	円
月額負担上原額		円	円
		円	円
		円	円
		円	円

この欄に印字可 自由記載1

補装具費支給券

支給番号	支給決定日	購入・借受け・修理の別
------	-------	-------------

受領年月日	年月日	受領者氏名	本人との関係
-------	-----	-------	--------

この欄に印字可 自由記載1

以下は、**ノンカスタマイズ**で対応するのは困難であるため標準仕様書に規定しない。

- ・独自の帳票を出力すること、独自の印字枠を追加すること など

## 4. 上乘せ対応の事例④(精神通院医療)

○本市では、本市独自事業である「〇〇市精神障害者通院医療費補助」及び本県の補助を受けた「〇〇市重度精神障害者通院医療費補助」により自立支援医療(精神通院医療)の自己負担上限額までの自己負担額相当を助成している。

自立支援医療受給者証に対して、例えば、以下のレイアウトカスタマイズがあり得ることを前提とした設計としていただきたい。

①「公費負担者番号」と「自立支援医療費受給者番号」の行の間に1行挿入し、本市独自の公費負担者番号の記載欄を設ける。

②「自立支援医療費受給者番号」と「受診者、フリガナ、生年月日」の行の間に、もう1行挿入し、本市独自補助の受給有無の記載欄を設ける。

意見

○機能ID:10.1.7.について、所得区分の判定・管理において、都道府県単独助成及び本市単独助成の資格情報についても判定・管理可能な仕様として実装オプションに加えていただきたい。現行、本県が単独助成を実施しており、その有効期間について本人及び医療機関等からの問い合わせが多くあるため、システム上で一体的な管理を行わなければ窓口業務に支障が出る。また、本県から事務処理特例交付金を受けており、単独助成部分についての事務処理件数も報告を行う必要があり、システム上で一体的な資格管理を行わなければ、正確な件数把握にも支障が出る。さらに上記の都道府県単独助成に加えて、本市からも同様の助成制度があり、内容は都道府県助成のいわゆる“〇〇市版”のようなものの、所得区分の判定・管理などがある。

○機能ID:10.1.2. 所得区分が非課税の申請者に対して、本県では県単独医療費助成、市では国保受給者証による助成を行っている。それぞれ資格情報を管理する必要があるため、申請年月日及び資格期間の入力・参照機能を追加していただきたい。

### ○管理方法

独自施策利用項目を利用することで、入力、照会、一覧確認、帳票印字、EUCが可能となる。

例) 申請日を日付1に設定、有効期間を日付2・日付3に設定、受給有無を区分1コードに設定する

機能ID (日)	機能要件	実装区分
10.1.10.	精神通院医療独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 金額1～金額5 備考1～備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で換えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○

以下は、独自性が強く、ノンカスタマイズで対応するのは困難であるため標準仕様書に規定しない。ただし、共通的に対応可能なものがあれば検討する。

- ・独自内容を個別にパラメタ等で設定すること
- ・独自に自動計算すること
- ・独自項目と他項目間の入力チェック など

### ○帳票出力方法

帳票レイアウト(受給者証や決定通知書等)の固定文言・編集・自由記載の各欄に対して、固定文言や管理項目の印字が可能となる。

例) 自由記載1:「〇〇市精神障害者通院医療費補助  
負担者番号: △△△△△△△△」

編集1: 有効期間 令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日

※ 文言マスタの設定は、機能ID:1.6.17.、1.6.18. を参照のこと

以下は、ノンカスタマイズで対応するのは困難であるため標準仕様書に規定しない。

- ・独自の帳票を出力すること
- ・独自の印字枠を追加することなど

対応

別紙様式第3号

自立支援医療受給者証(精神通院)	
公費負担者番号	
自立支援医療費受給者番号	
フリガナ	生年月日
氏名	
特記事項	<p>この欄に印字可</p> <p>固定文言1+編集1</p> <p>この欄に印字可 自由記載1</p>



## 5. 独自事業(横出し)について①(現状把握)

- 独自事業(横出し)については、検討会でのご意見の他に、9団体より次の事業(※)について標準化の対象にしてほしい、もしくは対象外の場合はどのように対応すればよいのかとの意見を頂戴している。

(※)地域生活支援事業(日常生活用具、国保連委託事業、移動支援、訪問入浴サービス、日中一時支援、地域活動支援センター機能強化)、重度心身障害者医療費助成、タクシー券、ガソリン券など

- 一方で、独自事業(横出し)は、以下のとおり様々な形態の事業が多数行われている。

※赤文字は意見のある事業

I 市町村地域生活支援事業 必須事業
[1] 理解促進研修・啓発事業
[2] 自発的活動支援事業
[3] 相談支援事業
(1) 基幹相談支援センター等機能強化事業
(2) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
[4] 成年後見制度利用支援事業
[5] 成年後見制度法人後見支援事業
[6] 意思疎通支援事業
[7] 日常生活用具給付等事業
[8] 手話奉仕員養成研修事業
[9] 移動支援事業
[10] 地域活動支援センター機能強化事業

その他の条例事業
重度心身障害者医療費助成
独自手当
福祉タクシー
ガソリン補助
交通費助成
有料道路割引
緊急通報
・・・その他多数

相談、用具給付、在宅サービス、施設サービス、費用補助、医療費、手当など、事業の形態自体が多様である

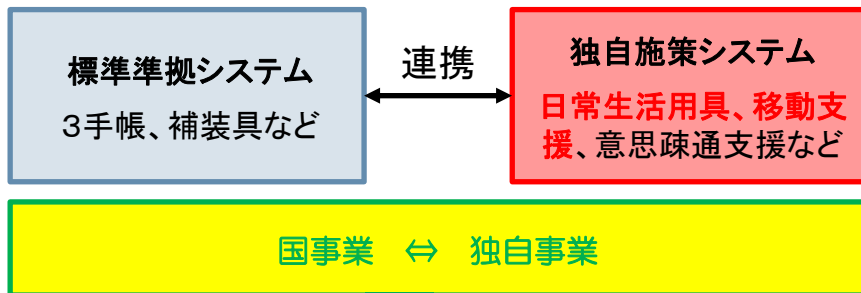
I 市町村地域生活支援事業 11 任意事業
【日常生活支援】
(1) 福祉ホームの運営
(2) 訪問入浴サービス
(3) 生活訓練等
(4) 日中一時支援
(5) 地域移行のための安心生活支援
(6) 障害児支援体制整備
(7) 巡回支援専門員整備
(8) 相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保
【社会参加支援】
(1) スポーツ・レクリエーション教室開催等
(2) 文化芸術活動振興
(3) 点字・声の広報等発行
(4) 奉仕員養成研修
(5) 自動車運転免許取得・改造助成
【権利擁護支援】
(1) 成年後見制度普及啓発
(2) 障害者虐待防止対策支援
【就業・就労支援】
(1) 盲人ホームの運営
(2) 重度障害者在宅就労促進(バーチャル工房支援)
(3) 更生訓練費給付
(4) 知的障害者職親委託
12 障害支援区分認定等事務



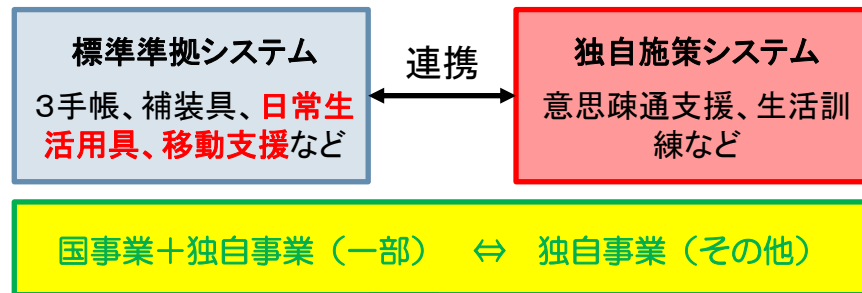
## 5. 独自事業(横出し)について②(一部を標準化の対象とした場合)

- 標準化の対象として望ましい独自事業(横出し)を特定した場合、**残る独自事業(横出し)は標準化の対象外として独自施策システムで管理**することとなり、**独自事業(横出し)を管理するシステムが分かれる**こととなる。
- 更に、標準化の対象となる独自事業(横出し)は、標準仕様書への適合が求められることとなる。

### ○現状



### ○独自事業(横出し)の一部を対象とした場合の例



- なお、要望が最多である地域生活支援事業(日常生活用具)の概要は次のとおりである。

管理方法としては大きく、①継続品目(スローマ用装具、紙おむつ等)、②住宅改修費、③それ以外の品目に分けられ、修理の有無や補助具としての別出しも異なる。

#### ・申請書の様式

①～③の全てを含めた様式、①や②を別様式、変更申請書様式が別にある、収入・所得に係る世帯員記載欄は別紙、個人番号欄の有無はそれぞれ等、多様である。(条例事業であるため、個人番号有無はそれぞれである。)

#### ・決定通知書の様式

①～③の全てを含めた様式、①や②を別様式、更に業者への通知書、変更決定通知書様式、却下通知書様式が別にある等、多様である。

#### ・給付券の様式

①～③の全てを含めた様式、①や②を別様式、①のスローマ用装具と紙おむつも別様式、更に業者への給付券、①の給付券は1回の決定で1枚や1か月単位に12枚・6枚・4枚つづりの引換券等、多様である。特に給付券を引換券として利用される場合は金券と同義となる。

#### ・求められる機能

負担上限額が世帯の収入による設定のみならず、児童や小児慢性特定疾患、難病で異なる、また算定するための所得区分の段階が3段階以外に23段階のところもあり、複雑さが多様であるため、マスタの管理方法のみならず、計算方法が多様である。また、①の給付券発行に伴う処理はスローマ用装具と紙おむつで異なる等、他の機能も多様である。

## 5. 独自事業(横出し)について③(対応案)

- 独自事業(横出し)は、地域の実情に応じて住民サービス向上のために創意工夫して実施しているものである前提を踏まえつつ、独自事業(横出し)を管理するシステムが分かれることによる弊害を最小化し、標準準拠システムで管理する事業との共存を図る方法としては、**標準準拠システムと独自事業(横出し)を管理する独自施策システムとの連携機能を充実させ、それぞれのシステムで必要な情報を検索、表示、抽出できるようにする**のがよいのではないか。

標準準拠システムと独自施策システムとの連携機能を追加。

機能追加したもの(一部)

機能ID (旧)	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由
		障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム	
1.1.63.	独自施策システムに、以下の情報を提供する。 ・対象者情報 ※障害者・児 ・身体障害者手帳情報 ・療育手帳情報 ・精神障害者保健福祉手帳情報 ・支援措置対象者情報 ・発行抑止情報(住基抑止設定) ・送付先情報 ・連絡先情報 ・メモ情報	○	×	×	×	×	・地域生活支援事業や独自事業を管理する独自施策システムとの連携機能となる。 ・「地方公共団体情報システム標準化基本方針」4.1.4 標準準拠システム以外のシステムとの関係 に対応している。 ・具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」に定める。
1.1.64.	独自施策システムに、以下の情報を照会する。 ・サービス受給状況情報 ・日常生活用具給付情報	○	×	×	×	×	
1.4.26.	機能ID:1.4.7.の要件に加えて、独自施策システムで管理している各事業の受給状況を確認できること。  ※1 独自施策システムと連携ができる場合であること ※2 表示有無をパラメタ等で設定できること	○	○	×	×		

サービス受給状況は、独自事業も合わせて確認できる機能を追加。

機能ID (旧)	機能要件	実装区分
2.7.24.	日常生活用具について、以下の要領で身体障害者更生指導台帳(日常生活用具)を出力できること。  ※1 独自施策システムと連携ができる場合であること ※2 出力有無をパラメタ等で設定できること ※3 「身体障害者更生指導台帳(補装具)」の帳票レイアウトを利用し、印字編集条件等は帳票詳細要件に従うこと	○
2.7.25.	独自事業について、以下の要領で身体障害者更生指導台帳(指導記録)に印字できること。  ※1 独自施策システムと連携ができる場合であること ※2 印字有無をパラメタ等で設定できること ※3 印字編集条件等は帳票詳細要件に従うこと	○

更生指導台帳に独自事業の受給状況を印字する機能、日常生活用具は補装具レイアウトを利用し印字する機能を追加。

不足している機能があれば、ご意見も踏まえて追加する。

## 5. 独自事業(横出し)について④ (ご参考)関連システムについて①

- デジタル基盤改革支援補助金(地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業)事務処理要領  
(令和4年10月7日 総務省「地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る PMO業務に関する説明会」資料 )

### 第2 事業の実施方法等 (2) 交付の対象 ② 補助対象経費

#### E) 関連システムとの円滑な連携に要する経費

標準準拠システムと関連システム(標準準拠システムと業務データのAPI連携等を行うものに限る。)との間の連携プログラム等の修正、当該関連システムがガバメントクラウド又はガバメントクラウド以外の環境上で提供される場合の稼働環境への接続設定等に要する経費

### (地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業)に関するQ&A

#### 2. 対象システムについて

Q3 地方公共団体の独自の業務について、標準化対象となる基幹系システムと連携しているものも多いが、これらの独自システムについてガバメントクラウドを活用して利用することも可能か。その場合のガバメントクラウドへの移行経費は補助の対象となるか。

A3 地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】(令和4年10月)によれば、ガバメントクラウドに構築可能なシステムは、「標準準拠システム」及び「関連システム」であり、「関連システム」として、標準準拠システムと業務データのAPI連携等を行うシステムその他、標準準拠システムと同じくガバメントクラウドに構築することが効率的であると地方公共団体が判断するシステムについて広く対象とすることとされている。

関連システムのうち、標準準拠システムと業務データのAPI連携等を行うシステムについては、当該システムのガバメントクラウドの活用有無にかかわらず、標準準拠システムとの円滑な連携に要する経費として本補助金の対象となる。

(令和4年10月更新)

標準化の対象外であっても、「関連システムのうち、標準準拠システムと業務データのAPI連携等を行うシステム」であれば、標準準拠システムと関連システムとの連携に要する経費は補助対象となっている。

## 5. 独自事業(横出し)について⑤ (ご参考)関連システムについて②

### ●地方公共団体情報システム標準化基本方針(令和4年10月 デジタル庁)

#### 4.3.2 ガバメントクラウド上に構築することができるシステム

○ 次に掲げる標準準拠システム等については、ガバメントクラウド上に構築することができる。

(1) 標準準拠システム

(2) 関連システム(標準準拠システムと業務データのAPI連携等を行うシステムの他、標準準拠システムと同じくガバメントクラウドに構築することが効率的であると地方公共団体が判断するシステムをいう。)

### ●FAQ\_地方公共団体情報システム標準化基本方針(20220831現在)

項番:8 ページ:13 分類:関連システム

質問: 「関連システム」については、国が具体的にどのシステムが「関連システム」に該当するかを指定するものではなく、あくまで地方公共団体の判断ということでしょうか。

回答: お見込みのとおりです。

関連システムであるかの判断は自治体の判断となっている。

### ●地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】(案)(令和4年8月 デジタル庁)

#### 4.3 ガバメントクラウドに構築可能なシステム

##### ①ガバメントクラウドに構築可能なシステム

ガバメントクラウドに構築可能なシステムは、次のとおりである。

(a) 標準準拠システム

(b) 関連システム

##### ② 関連システム

関連システムは、標準準拠システムと業務データのAPI連携等を行うシステムの他、標準準拠システムと同じくガバメントクラウドに構築することが効率的であると地方公共団体が判断するシステムについて広く対象とする。

## 5. 独自事業(横出し)について⑥ (ご参考)経過措置について

### ●地方公共団体情報システム標準化基本方針(令和4年10月 デジタル庁)

#### 4.1.4 標準準拠システム以外のシステムとの関係

- 標準準拠システムと情報連携する標準準拠システム以外のシステムには、標準化対象外の事務を実現するためのシステム(独自施策システム)や外部システム等)や標準化対象外機能(明示的に標準化の対象外としている施策に係る機能)等を実現するためのシステムがある。
- これらのシステムと標準準拠システムとの関係は、次のとおりである。
  - (1) 標準準拠システム以外のシステム(外部システムを除く。)との関係
- 標準準拠システム以外のシステム(外部システムを除く。以下(1)において同じ。)は、標準準拠システムと情報連携する場合には、原則、標準準拠システムとは別のシステムとして疎結合する形で構築することになる。
- この場合、標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステムとの間の連携については、連携要件の標準に規定する。
- ただし、標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステムを同一のパッケージとして事業者が提供している場合には、その最も適切なあり方を事業者と地方公共団体で協議していくことを前提に、当分の間、経過措置として、パッケージの提供事業者の責任において標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステムとの間の連携等を行うことを可能とする。

同一パッケージでの一体的な利用は、経過措置で認められている。

### ●FAQ\_地方公共団体情報システム標準化基本方針(20220831現在)

項番:7 ページ:12 分類:パッケージ特例(標準準拠システム以外のシステム)

質問: 「標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステムを同一のパッケージとして事業者が提供している場合」には「当分の間、経過措置として、パッケージの提供事業者の責任において標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステムとの間の連携等を行うことを可能とする」とされていますが、「当分の間」とはどの程度の期間を指しますか。また、「経過措置」終了後は、どのように対応すべきなのでしょうか。

回答: 1つのパッケージで標準準拠システムとそれ以外のシステムが提供される場合、必ずしも、当該パッケージ単位での共同利用の促進や競争環境の確保が可能とは言えないことから、最も適切なあり方を事業者と地方公共団体で協議していくことを前提に、例外的な経過措置として、事業者の責任において対応することとしています。当分の間の具体的な期間の目安は設けておりませんが、経過措置終了後は、原則として、標準準拠システムとは疎結合する形で構築することとなります。



## 6. 2.1版案の主な対応内容①(本編・障害者福祉共通)

No	意見概要	2.1版案への反映内容
1	<p>1.障害者福祉共通&gt;1.1.他システム連携&gt;機能ID(旧)1.1.19.~20. 要件の考え方・理由の欄に記載されている内容について、「申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。」</p> <p>上記の記載内容について「<u>自動連携</u>という記載の仕方だと、<u>随時連携を行っている、口座情報が自動で更新される印象をうける</u>が、そういう意味になるのか。 自動ではなく任意のタイミングでの実装としてほしい。 取得した口座情報の一括登録について、<u>1.1.20.には結果を照会できることとあるが、取得した口座情報を一括でシステムに取り込む機能を明記</u>してほしい。</p>	<p>横並び調整の公金口座機能について、ご意見の内容も踏まえ、<u>要件の考え方・理由の欄の記載を削除</u>し、機能ID(旧)1.1.19.~20.とは別に、<u>機能ID:1.1.66.として追加</u>し、合わせて、<u>口座情報の変更箇所を確認できる機能を機能ID:1.5.13.として追加</u>いたしました。</p>

機能ID(旧)	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由
		障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム	
1.1.19.	<p>マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ情報照会内容のデータ(情報提供依頼のデータ)を作成し、連携できること。</p> <p>※1 連携できる事業(身体障害者手帳、障害福祉サービス等の単位)をパラメータ等で設定できること ※2 一括してデータ作成し、連携できること</p>	◎	◎	×	×	◎	<p>○マイナンバーを利用した情報照会を行う機能は以下に大別され、利用する機能(自治体の運用により分かれる。当要件は場合となるが、②及び③の利用も可とする。 ①障害者福祉システム(サブユニット)を利用 ②中間サーバー接続端末を利用 ③団体内統合宛名システムの機能</p>
1.1.19.	取得した公金受取口座情報を、他システム(公金受取口座の対象事務を処理するシステムを除く。)に提供できること。	×	×	×	×	×	○公的給付支給等口座の対応 一 国制度手当、特別児童扶養手当、障害福祉サービス等を対象とし、公的給付支給等口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。
1.1.20.	<p>マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムから引き渡される情報照会結果データを取り込み、情報照会結果を確認できること。</p> <p>※ 連携できる事業(身体障害者手帳、障害福祉サービス等の単位)をパラメータ等で設定できること</p>	◎	◎	×	×	◎	
1.1.66.	<p>公金受取口座(公的給付支給等口座の利用の意思の有無(公金口座区分)を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。</p> <p>【補足説明】 ・国制度手当、特別児童扶養手当、障害福祉サービス等を対象とする。 ・公金口座区分の管理は、機能ID:5.1.8.、7.3.19.、12.1.9.に定めている。 ・情報提供ネットワークシステムとの連携は、機能ID:1.1.19.、1.1.20.に定めている。 ・「自動で取得」とは、バッチスケジュールにより取得し、取得した口座情報を一括で障害者福祉システム(サブユニットを含む)に取り込むことを意味しているが、機能ID:1.1.19.、1.1.20.の「要件の考え方・理由」に記載のとおり、②及び③の利用も可としている。</p>	◎	◎	×	×	◎	<p>「公金口座対応」は、デジタル庁の横並び調整方針のとおり、機能ID:1.1.66.に記載。</p> <p>障害者福祉システムとして必要な事項や説明について、【補足説明】に記載。</p>
1.5.13.	機能ID:1.1.66.により公金受取口座情報を自動で取得した場合は、変更者及び変更前後の口座情報について、変更者のみの一覧により確認できること。	○	○	×	×	○	変更口座の確認機能を追加。

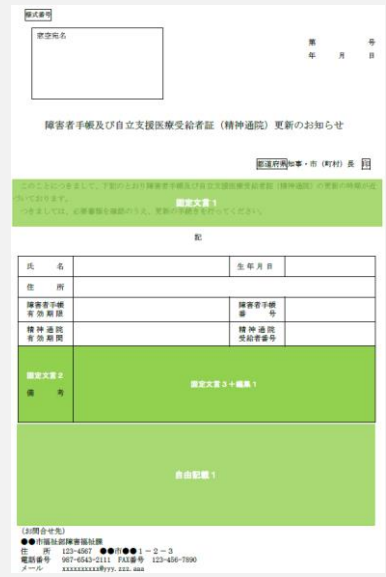


## 6. 2.1版案の主な対応内容②（手帳関連）


No	意見概要	2.1版案への反映内容
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>障害名の表示について、所属により閲覧制限設定ができる機能が欲しい。</u></li> <li>○ <u>決定日は、各管理場所でのみ登録できること。</u></li> <li>○ <u>HIV情報は機微情報であるため、参照可能な担当者を制御する機能が必要である。</u></li> <li>○ <u>検査情報(特にIQ)については、機微な情報であるため、操作・閲覧について権限を選択的に付与できるようにしてほしい。</u></li> </ul>	<p>ご意見を踏まえて、<u>特定の管理項目について操作権限管理が行える要件を追加</u>いたしました。</p> <p>本編 第3章 1. 機能・帳票要件 (9)操作権限管理について 表3-8 操作権限管理(標準オプション機能)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>＜障害者福祉システム固有の要件＞ パラメタ等で設定された特定の管理項目について、部署・利用者で表示なし又は参照のみの権限を設定できること。(例：障害名やIQは特定部署では表示しない、決定日は判定機関以外では参照のみ等。)</p> </div>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>障害者手帳の更新と自立支援医療の更新(ID10.4.5)のお知らせの際に、同時申請できる期間がある方にはその期間を案内したい</u>ため、自動で明記される機能を追加してほしい。</li> <li>○ 自立支援医療(精神通院医療)と同時に更新する方が多いので<u>自立支援医療(精神通院)の有効期限を参照して抽出できる機能を追加</u>してほしい。</li> </ul>	<p><u>障害者手帳と自立支援医療(精神通院)の同時更新について、対象者の抽出機能及び同時更新のお知らせの出力機能等</u>を追加いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務フロー 06.精神障害者保健福祉手帳(更新申請)、05.精神通院医療(更新申請) にコメントを追加</li> <li>・機能帳票要件 機能ID:4.4.5.、4.7.19.、4.7.20. を追加</li> <li>・帳票詳細要件、帳票レイアウト「15_障害者手帳及び自立支援医療(精神通院医療)更新のお知らせ」を追加</li> </ul>

同時更新機能は、精神手帳に規定している。

機能ID (ID)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由
4.4.5.	機能ID:4.4.3.の機能要件に以下も加えること。 自立支援医療(精神通院医療)の有効期間が満了する対象者もあわせて一覧で確認できること。 ※1 自立支援医療(精神通院医療)の受給者番号、有効期間をあわせて確認できること ※2 抽出した一覧はEUIO機能を利用して確認、加工できること	○	自立支援医療(精神通院医療)との同時更新を行う場合に対象者を抽出する機能である。
4.7.19.	■帳票詳細要件15■ 「障害者手帳及び自立支援医療受給者証(精神通院)更新のお知らせ」を出力できること。 ※ 一括出力できること	○	・自立支援医療(精神通院医療)との同時更新を行う場合に、その対象者に対して送付するための帳票出力機能である。 ・「自立支援医療費支給認定申請書」の印字仕様は「自立支援医療(精神通院医療)」の帳票詳細要件、帳票レイアウトに準ずること。
4.7.20.	「障害者手帳及び自立支援医療受給者証(精神通院)更新のお知らせ」、「障害者手帳交付申請書」、「自立支援医療費支給認定申請書」を対象者単位でまとめて一括出力できること。 ※ まとめて出力する帳票はパラメタ等で設定できること	○	




## 6. 2.1版案の主な対応内容③（手当関連①）

No	意見概要	2.1版案への反映内容														
1	<p>5.国制度手当&gt;5.5帳票出力機能 都道府県への判定協議依頼及びその内訳が出力できること(オプション機能) 文書番号、発行日、宛先、タイトル、福祉事務所長、受給者氏名、備考(固定文言)(オプション機能) 都道府県への判定協議が多いため。協議を受ける側ですが、オンライン化も視野に入れてオプション機能としたい。</p>	<p><b>管理項目として協議日、協議理由を追加し、「障害程度判定協議依頼書」の出力機能を追加いたしました。</b></p> <p>機能・帳票要件 機能ID:5.1.34.、5.5.43. 帳票詳細要件、帳票レイアウト 32_障害程度判定協議依頼書</p>  <table border="1" data-bbox="666 506 1477 706"> <thead> <tr> <th>機能ID (旧)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.1.34.</td> <td>判定協議依頼情報を管理できること。 【管理項目】 協議日 協議理由</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5.5.43.</td> <td>■帳票詳細要件 32 ■ 「障害程度判定協議依頼書」を出力できること。</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	5.1.34.	判定協議依頼情報を管理できること。 【管理項目】 協議日 協議理由	○	5.5.43.	■帳票詳細要件 32 ■ 「障害程度判定協議依頼書」を出力できること。	○					
機能ID (旧)	機能要件	実装区分														
5.1.34.	判定協議依頼情報を管理できること。 【管理項目】 協議日 協議理由	○														
5.5.43.	■帳票詳細要件 32 ■ 「障害程度判定協議依頼書」を出力できること。	○														
2	<p>12.特別児童扶養手当&gt;12.4支払管理機能 ○ 対象児童の有期認定年月(終了年月)を基準として、それ以降の支払いは支給停止とし、当該年度の所得登録がない場合は8月定例払いは差止となること。(オプション機能) 法第五条、第五条の二で、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わると規定されているので、原則は有期認定年月で支給が終わらなければならないとされている。規則第四条で所得状況届は8/12~9/11までに提出しなければならないとされている。</p> <p>○ 過払い防止のための支給停止、差止を優先し、内容確認の上支給停止解除、差止解除とする。(オプション機能) 過払いは、債権回収等の業務が発生し、受給者にとっても負担となるため。解除入力の方が効率的。</p>	<p>ご意見を踏まえて、<b>過払い防止の観点から所得状況届、診断書の未提出について支払いがされないよう、機能・帳票要件に機能を追加いたしました。</b> 合わせて、<b>国制度手当についても同様の機能を追加</b>しております。</p> <p>機能・帳票要件 機能ID:12.4.11.、5.3.15. を追加</p> <table border="1" data-bbox="985 1013 1806 1356"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能ID (旧)</th> <th rowspan="2">機能要件</th> <th colspan="2">実装区分</th> </tr> <tr> <th>障害者福祉システム</th> <th>特別児童扶養手当システム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.3.15.</td> <td>所得状況届未提出、診断書未提出の場合は、一時差止、支給停止、不支給の登録有無に関わらず、支払データが作成されないこと。  【補足説明】 過払いによる債権回収を低減させることを第一義とする機能である。当機能を実装しない場合は、一時差止、支給停止、不支給の登録内容に従って支払データが作成される。</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12.4.11.</td> <td>所得状況届未提出、診断書未提出の場合は、一時差止、支給停止、不支給の登録有無に関わらず、支払データが作成されないこと。  【補足説明】 過払いによる債権回収を低減させることを第一義とする機能である。当機能を実装しない場合は、一時差止、支給停止、不支給の登録内容に従って支払データが作成される。</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分		障害者福祉システム	特別児童扶養手当システム	5.3.15.	所得状況届未提出、診断書未提出の場合は、一時差止、支給停止、不支給の登録有無に関わらず、支払データが作成されないこと。  【補足説明】 過払いによる債権回収を低減させることを第一義とする機能である。当機能を実装しない場合は、一時差止、支給停止、不支給の登録内容に従って支払データが作成される。	○		12.4.11.	所得状況届未提出、診断書未提出の場合は、一時差止、支給停止、不支給の登録有無に関わらず、支払データが作成されないこと。  【補足説明】 過払いによる債権回収を低減させることを第一義とする機能である。当機能を実装しない場合は、一時差止、支給停止、不支給の登録内容に従って支払データが作成される。	○	○
機能ID (旧)	機能要件	実装区分														
		障害者福祉システム	特別児童扶養手当システム													
5.3.15.	所得状況届未提出、診断書未提出の場合は、一時差止、支給停止、不支給の登録有無に関わらず、支払データが作成されないこと。  【補足説明】 過払いによる債権回収を低減させることを第一義とする機能である。当機能を実装しない場合は、一時差止、支給停止、不支給の登録内容に従って支払データが作成される。	○														
12.4.11.	所得状況届未提出、診断書未提出の場合は、一時差止、支給停止、不支給の登録有無に関わらず、支払データが作成されないこと。  【補足説明】 過払いによる債権回収を低減させることを第一義とする機能である。当機能を実装しない場合は、一時差止、支給停止、不支給の登録内容に従って支払データが作成される。	○	○													

## 6. 2.1版案の主な対応内容④（手当関連②）

No	意見概要	2.1版案への反映内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	<p>特別児童扶養手当について、政令市での事務に必要なため、<u>以下帳票を追加</u>してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>口座振込依頼書</u></li> </ul>	<p><u>厚生労働省へ提出する口座振込依頼書(支払対象者一覧)につきましては、様式を統一するために、「特別児童扶養手当支払対象者一覧表」を追加</u>いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能ID:12.6.35. を追加 帳票詳細要件、帳票レイアウトに、「34 特別児童扶養手当支払対象者一覧表」を追加</p> <table border="1" data-bbox="784 496 1818 691"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能ID (ID)</th> <th rowspan="2">機能要件</th> <th colspan="2">実装区分</th> </tr> <tr> <th>障害者福祉システム</th> <th>特別児童扶養手当システム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12.6.35.</td> <td> <p>■帳票詳細要件34■ 「特別児童扶養手当支払対象者一覧表」を出力できること。</p> <p>【補足説明】 厚生労働省へ支払データと合わせて送付するものである。</p> </td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>様式番号 特別児童扶養手当支払対象者一覧表 (○○(指定都市名)→厚生労働省) 年 月 日 作成日 年 月 日</p> <table border="1" data-bbox="981 786 1837 1282"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>証書番号</th> <th>債主名漢字</th> <th>債主名カナ</th> <th>郵便番号</th> <th>住所</th> <th>金融機関名</th> <th>支店名</th> <th>預貯金種別</th> <th>口座番号(記号番号)</th> <th>支払金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>9999999999</td> <td>厚労 太郎</td> <td>こう かつ</td> <td>100-8916</td> <td>東京都千代田区霞が関 1-2-2</td> <td>ゆうちょ銀行</td> <td></td> <td>普通</td> <td>999999999999</td> <td>139,600</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>9999999999</td> <td>厚労 太郎</td> <td>こう かつ</td> <td>100-8916</td> <td>東京都千代田区霞が関 1-2-2</td> <td>みずほ銀行</td> <td>虎ノ門支店</td> <td>普通</td> <td>99999999</td> <td>209,600</td> </tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>21</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>22</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>23</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>24</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>25</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>26</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>27</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>28</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>29</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>30</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">頁数 / 総頁数</p>	機能ID (ID)	機能要件	実装区分		障害者福祉システム	特別児童扶養手当システム	12.6.35.	<p>■帳票詳細要件34■ 「特別児童扶養手当支払対象者一覧表」を出力できること。</p> <p>【補足説明】 厚生労働省へ支払データと合わせて送付するものである。</p>	○	○	No.	証書番号	債主名漢字	債主名カナ	郵便番号	住所	金融機関名	支店名	預貯金種別	口座番号(記号番号)	支払金額	1	9999999999	厚労 太郎	こう かつ	100-8916	東京都千代田区霞が関 1-2-2	ゆうちょ銀行		普通	999999999999	139,600	2	9999999999	厚労 太郎	こう かつ	100-8916	東京都千代田区霞が関 1-2-2	みずほ銀行	虎ノ門支店	普通	99999999	209,600	3											4											5											6											7											8											9											10											11											12											13											14											15											16											17											18											19											20											21											22											23											24											25											26											27											28											29											30										
機能ID (ID)	機能要件	実装区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		障害者福祉システム	特別児童扶養手当システム																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
12.6.35.	<p>■帳票詳細要件34■ 「特別児童扶養手当支払対象者一覧表」を出力できること。</p> <p>【補足説明】 厚生労働省へ支払データと合わせて送付するものである。</p>	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
No.	証書番号	債主名漢字	債主名カナ	郵便番号	住所	金融機関名	支店名	預貯金種別	口座番号(記号番号)	支払金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1	9999999999	厚労 太郎	こう かつ	100-8916	東京都千代田区霞が関 1-2-2	ゆうちょ銀行		普通	999999999999	139,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2	9999999999	厚労 太郎	こう かつ	100-8916	東京都千代田区霞が関 1-2-2	みずほ銀行	虎ノ門支店	普通	99999999	209,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
27																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
29																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

# 6. 2.1版案の主な対応内容⑤(障害福祉サービス関連)

No	意見概要	2.1版案への反映内容									
1	<p>&lt;障害福祉サービス&gt; 01.(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書: 【要望】 「配偶者カナ氏名」、「配偶者氏名」、「配偶者個人番号」、「配偶者生年月日」を追加してほしい。 【理由】 住民票別世帯である配偶者等を把握し適切に利用者負担上限月額の設定を行うため。</p>	<p>申請書への項目追加ではなく、<b>別帳票として、世帯状況・収入等申告書を介護給付費等と障害児通所給付費のそれぞれで追加</b>を行いました。 ○変更箇所 機能ID:6.5.37. 追加 帳票詳細要件/帳票レイアウト No44、45 追加</p>									
2	<p>&lt;補装具&gt; 機能・帳票要件(11.補装具)&gt;11.2.一覽管理機能&gt;11.2.2. 補装具費支給申請決定簿に示されている印字項目の名称と機能要件の管理項目名に差があるため、一覽管理機能として管理すべき項目を明確に提示してほしい。</p>	<p>機能ID:11.2.2.の「要件の考え方・理由」に<b>補装具費支給申請決定簿の項目に該当する管理項目を明記</b>しました。</p>	<table border="1" data-bbox="734 956 1584 1328"> <thead> <tr> <th>機能ID (ID)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> <th>要件の考え方・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11.2.2.</td> <td>様式例第10号「補装具費支給申請決定簿」と同等の情報を一覽で確認できること。</td> <td>◎</td> <td>以下は様式例第10号「補装具費支給申請決定簿」の各項目に該当する管理項目となる。 ・申請受付日⇒申請日 ・ケア番号⇒申請受付番号 ・氏名⇒対象者情報の氏名 ・居住先⇒対象者情報の住所+住所方 ・手帳番号⇒身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の手帳番号 ・購入(貸受け・修理の別)⇒申請種別(コードから取得) ・判定依頼年月日/判定書受付年月日⇒判定依頼日、判定書受付日 ・支給決定日⇒決定日 ・支給番号⇒支給番号 ・補装具の名称および修理部位⇒補装具名(マスタから取得)、修理部位 ・種目名称別コード⇒補装具種目名称別コード(マスタから取得) ・補装具事業者名⇒事業者名(マスタから取得) ・事業者⇒事業者 ・利用者負担額⇒利用者負担額 ・世帯区分⇒所属区分(コードから取得) ・審査判定日⇒判定日 ・引渡日⇒納入日 ・補装具費支払日⇒支払日 ・支払金額⇒公費負担額 ・償還期間⇒償還期間開始日、償還期間終了日</td> </tr> </tbody> </table> <p>補装具費支給申請決定簿の項目に該当する管理項目を記載</p>	機能ID (ID)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	11.2.2.	様式例第10号「補装具費支給申請決定簿」と同等の情報を一覽で確認できること。	◎	以下は様式例第10号「補装具費支給申請決定簿」の各項目に該当する管理項目となる。 ・申請受付日⇒申請日 ・ケア番号⇒申請受付番号 ・氏名⇒対象者情報の氏名 ・居住先⇒対象者情報の住所+住所方 ・手帳番号⇒身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の手帳番号 ・購入(貸受け・修理の別)⇒申請種別(コードから取得) ・判定依頼年月日/判定書受付年月日⇒判定依頼日、判定書受付日 ・支給決定日⇒決定日 ・支給番号⇒支給番号 ・補装具の名称および修理部位⇒補装具名(マスタから取得)、修理部位 ・種目名称別コード⇒補装具種目名称別コード(マスタから取得) ・補装具事業者名⇒事業者名(マスタから取得) ・事業者⇒事業者 ・利用者負担額⇒利用者負担額 ・世帯区分⇒所属区分(コードから取得) ・審査判定日⇒判定日 ・引渡日⇒納入日 ・補装具費支払日⇒支払日 ・支払金額⇒公費負担額 ・償還期間⇒償還期間開始日、償還期間終了日
機能ID (ID)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由								
11.2.2.	様式例第10号「補装具費支給申請決定簿」と同等の情報を一覽で確認できること。	◎	以下は様式例第10号「補装具費支給申請決定簿」の各項目に該当する管理項目となる。 ・申請受付日⇒申請日 ・ケア番号⇒申請受付番号 ・氏名⇒対象者情報の氏名 ・居住先⇒対象者情報の住所+住所方 ・手帳番号⇒身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の手帳番号 ・購入(貸受け・修理の別)⇒申請種別(コードから取得) ・判定依頼年月日/判定書受付年月日⇒判定依頼日、判定書受付日 ・支給決定日⇒決定日 ・支給番号⇒支給番号 ・補装具の名称および修理部位⇒補装具名(マスタから取得)、修理部位 ・種目名称別コード⇒補装具種目名称別コード(マスタから取得) ・補装具事業者名⇒事業者名(マスタから取得) ・事業者⇒事業者 ・利用者負担額⇒利用者負担額 ・世帯区分⇒所属区分(コードから取得) ・審査判定日⇒判定日 ・引渡日⇒納入日 ・補装具費支払日⇒支払日 ・支払金額⇒公費負担額 ・償還期間⇒償還期間開始日、償還期間終了日								

## 6. 2.1版案の主な対応内容⑥(自立支援医療関連)

No	意見概要	2.1版案への反映内容						
1	<p>&lt;精神通院医療&gt; 進達対象者を抽出し、進達の一括登録ができること。</p>	<p>入力件数も多くなることが想定されるため、精神障害者保健福祉手帳と同様に、<u>進達の一括入力機能を標準オプション機能として追加</u>しました。</p> <p>○変更箇所 機能ID:10.2.5 追加</p> <table border="1"><thead><tr><th>機能ID (ID)</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th></tr></thead><tbody><tr><td>10.2.5.</td><td>進達対象者を抽出し、進達の一括登録ができること。  ※ 一括登録対象は選択も可能とすること</td><td>○</td></tr></tbody></table>	機能ID (ID)	機能要件	実装区分	10.2.5.	進達対象者を抽出し、進達の一括登録ができること。  ※ 一括登録対象は選択も可能とすること	○
機能ID (ID)	機能要件	実装区分						
10.2.5.	進達対象者を抽出し、進達の一括登録ができること。  ※ 一括登録対象は選択も可能とすること	○						